

特定非営利活動法人
共生社会をつくる性的マイノリティ支援全国ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人共生社会をつくる性的マイノリティ支援全国ネットワーク（以下共生ネット）と称し、略称を共生ネットとする。英語名は Japan Sexual/Gender Minorities Support Network for an Inclusive Society とする。英語名の略称を JaSMiN とする。

(事務所)

第2条 共生ネットは、東京都文京区に主たる事務所を置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 共生ネットは、人生のあらゆる局面で性的マイノリティが直面する生きづらさを言葉にし、行政、企業、学校ほか各種機関などに適切な対応を求め、不当な扱いや社会制度からの排除を是正することで、当事者、その家族や友人、さらには日本に暮らすすべての人々が、尊厳をもって、自律的に生きられる共生社会を実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 共生ネットは、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 共生ネットは、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 国の政策及び自治体の取り組みに性的マイノリティの視点を加えるための提言及びコンサルティング事業
- (2) 性的マイノリティのための支援事業
- (3) 性的マイノリティ理解のための教育啓発事業
- (4) 教材作成および出版・翻訳事業

- (5) 情報収集・情報提供事業
- (6) 関係諸機関との連携協力を進めるためのネットワーク形成事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 共生ネットの会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員とは、共生ネットの目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員とは、共生ネットの事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 共生ネットの会員になろうとする者は、その活動・目的に賛同する者でなければならない。

- 2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を得なければならない。代表理事は、正当な理由がない限り、入会を承認するものとする。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、理由を付記した書面または電磁的方法をもって本人に通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号ひとつに該当する場合は、会員資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡または失踪宣告を受けたとき
- (3) 会員である団体が消滅したとき
- (4) 2年以上会費を滞納し、支払い意思がないと理事会がみなしたとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、その会員に事前の弁明の機会を与えたうえで、総会の議決により除名することができる。

- (1) 共生ネットの定款に違反したとき
- (2) 会員が共生ネットの名誉を傷つけたとき、共生ネットの目的に反する行為をしたとき、または会員としてふさわしくないと判断されたとき

第4章 役員

(種別および定数)

第12条 共生ネットに次の役員を置く。

- (1) 理事は、3名以上10名以内とする
- (2) 監事は、1名以上2名以内とする
- 2 理事のうち、代表理事を1名以上2名以内とし、副代表理事および常務理事をそれぞれ1名以上2名以内置くことができる。

(選任等)

第13条 理事および監事は、正会員(団体にあつては、その代表者またはその委任を受けた者)の中から総会の議決により選任する。

- 2 代表理事、副代表理事および常務理事は、理事の互選または理事会において決定する。
- 3 監事は、共生ネットの理事または職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、共生ネットを代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、または欠けたときは、この定款に定める代表理事の職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、共生ネットの常務を処理するとともに、代表理事および副代表理事に事故があるとき、または欠けたときは、この定款に定める代表理事の職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、この定款の定めおよび理事会の議決にもとづき業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査する
 - (2) 共生ネットの財産の状況を監査する
 - (3) 業務執行または財産の状況に関し、不正の行為や法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告する
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集することができる
 - (5) 業務または財政について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求することができる

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員任期は、前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期終了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終わるまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が締結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事また監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のひとつに該当する場合は、任期中であっても総会において出席者の3分の2以上の賛同を得て、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 18 条 役員には報酬を出すことができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支払うことができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 共生ネットの総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 会員の除名

(5) 役員を選任及び解任

(6) 役員の職務

(7) 事業報告および決算

(8) 解散における残余財産の帰属

(9) その他運営に関する重要事項

2 総会は、以下の事項について報告する。

(1) 事業計画及び予算

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了2カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第22条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から、代表理事の指名により選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため会場に来ることができない正会員は、ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによって総会に参加し、表決することができる。総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法、ファクシミリをもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号および第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 議長は、総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによる出席者がある場合と、書面もしくは電磁的方法、ファクシミリによる表決者または表決委任者がある場合にあっては、それぞれの数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名若しくは記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他共生ネットの業務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 31 条第 2 号および第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所（オンライン開催の場合はその旨）、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも 2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため会場に来ることができない理事はウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによって理事会に参加し、表決することができる。理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条第 2 項および第 36 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによる出席者がある場合と、書面もしくは電磁的方法、~~ビデオ会議~~による表決者または表決委任者がある場合にあつては、それぞれの数を付記すること）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名若しくは記名押印しなければならない。

第7章 事務局

(設置、職員の任免、組織運営)

第37条 共生ネットに事務局を置くことができる。

- 2 事務局には常務理事1名および職員若干名を置くことができる。
- 3 職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第38条 共生ネットの資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 共生ネットの資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

(会計の原則)

第40条 共生ネットの会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

第41条 共生ネットの事業計画およびこれに伴う活動予算書は、事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第43条 ~~削除~~ ~~削除~~

(予算の追加および更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 45 条 共生ネットの事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 共生ネットの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 47 条 共生ネットが定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 48 条 共生ネットは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により共生ネットが解散するときは、正会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 共生ネットが解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、総会において議決した、趣旨を同じくする他のものに譲渡するものとする。

(合併)

第 50 条 共生ネットが合併しようとするときは、総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 共生ネットの公告は、共生ネットの掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第11章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、共生ネットの成立の日から施行する。
- 2 共生ネットの設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表理事 原美奈子
副代表理事 宇佐美方子（宇佐美翔子）
常務理事 杉浦郁子
理事 松下恵子（近藤恵子）
理事 赤嶺容子
理事 谷口洋幸
理事 有藤 かおり
理事 小島和子
理事 廣瀬 麻弥
監事 遠藤 智子
- 3 共生ネットの設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2014年3月31日までとする。
- 4 共生ネットの設立当初の事業計画および予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 共生ネットの設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2013年3月31日までとする。

- 6 共生ネットの設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員（個人・団体）入会金 10,000 円
正会員年会費 個人 5,000 円、団体 10,000 円
 - (2) 賛助会員（個人・団体）入会金 0 円
賛助会員（個人・団体）年会費 1 口 3,000 円（1 口以上）

設立・定款変更用

令和6年度

事業計画書

特定非営利活動法人共生社会をつくる性的マイノリティ支援全国ネットワーク

1 事業実施の方針

・令和6年度は、支援事業および教育啓発事業を中心に、性的マイノリティやその周囲の人々への支援、市民への啓発を強化する。支援事業については、東京都内の自治体におけるLGBTQ相談や居場所事業のファシリテートを行い、LGBTQ本人および周囲の人にとって生きづらさの解消を図る。教育啓発事業については、オンラインや動画視聴にて講座や研修会を実施し、性の多様性に関するより細やかな啓発を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 3700】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
1) 国の政策及び自治体の取り組みに性的マイノリティの視点を加えるための提言及びコンサルテーション事業	自治体・省庁・政党内派・連合会・審議会ヒアリングへの参加	年3~4回	東京都内ほか全国各地	2名	対象となる自治体の住民・日本国民	65,000,000人	0千円
(2) 性的マイノリティのための支援事業	・LGBTQ本人および家族などの身近な人や組織に対する相談支援 ・LGBTQ本人および家族などの身近な人の交流・居場所事業	月15回 (各自治体で月1~2回)	東京都内	15名	相談者・参加者	5200人	3500千円
(3) 性的マイノリティ理解のための教育啓発事業	性の多様性に関する市民講座、職員・教員・相談員研修、支援者育成研修の実施	月2~3回	東京都内ほか全国各地(オンライン・動画視聴)	10名	講座参加者	120,000人	150千円
(4) 教材作成および出版・翻訳事業	LGBTQや性の多様性を理解するための教材作成	年数回	東京都内	2名	教材購入者	2000人	50千円
(5) 情報収集・情報提供事業	LGBTQの理解や支援に関する情報提供	年3回	東京都内ほか全国各地	3名	情報受給者	1,000,000人	0千円
(6) 関係諸機関との連携協力を進めるためのネットワーク形成事業	LGBTQ支援に係る関係諸機関とのネットワーク形成	年3回	全国	3名	他団体関係者	2000人	0千円
(7) その他目的を達成するために必要な事業							

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク

1 事業実施の方針

・令和7年度も引き続き、支援事業および教育啓発事業を中心に、性的マイノリティやその周囲の人々への支援、市民への啓発を行う。支援事業については、東京都内の自治体におけるLGBTQ相談や居場所事業のファシリテートを行い、LGBTQ本人および周囲の人にとって生きづらさの解消を図る。教育啓発事業については、オンラインや動画視聴にて専門家・自治体職員を対象に研修会を実施し、性の多様性に関する啓発を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 4500】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
1) 国の政策及び自治体の取り組みに性的マイノリティの視点を加えるための提言及びコンサルテーション事業	自治体・省庁・政党党派・連合会・審議会ヒアリングへの参加	年3回	東京都内ほか全国各地	2名	対象となる自治体の住民・日本国民	65,000,000人	0千円
(2) 性的マイノリティのための支援事業	・LGBTQ本人および家族などの身近な人や組織に対する相談支援 ・LGBTQ本人および家族などの身近な人の交流・居場所事業	月16回 (14自治体で月1~2回)	東京都内ほか全国各地	12名	相談者・参加者	5500人	4000千円
(3) 性的マイノリティ理解のための教育啓発事業	性の多様性に関する市民講座、職員・教員・相談員研修、支援者育成研修の実施	月2~3回	東京都内ほか全国各地	10名	講座参加者	150,000人	400千円
(4) 教材作成および出版・翻訳事業	LGBTQや性の多様性を理解するための教材作成	年度内	東京都内及び全国	2名	教材購入者	2000人	100千円
(5) 情報収集・情報提供事業	LGBTQの理解や支援に関する情報提供	年3回	東京都内ほか全国各地	3名	情報受給者	1,000,000人	0千円
(6) 関係諸機関との連携協力を進めるためのネットワーク形成事業	LGBTQ支援に係る関係諸機関とのネットワーク形成	年3回	全国	3名	他団体関係者	2000人	0千円
(7) その他目的を達成するために必要な事業							

令和6年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 共生社会をつくる
性的マイノリティ支援全国ネットワーク

(単位:円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取金費		142,000
正会員受取会費	100,000	
賛助会員受取会費	12,000	
入会費	30,000	
2 受取寄附金		100,000
受取寄附金	100,000	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		3,700,000
性的マイノリティのための支援事業収益	3,500,000	
性的マイノリティ理解のための教育啓発事業収益	150,000	
教材作成及び出版翻訳事業	50,000	
5 その他の収益		20
受取利息	20	
経常収益計		3,942,020
【B】 経常費用		
1 事業費		2,520,000
(1) 人件費		
給料手当	1,800,000	
役員報酬	720,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		180,000
会議費	120,000	
旅費交通費	60,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
印刷製本費	0	
事業費計		2,700,000
2 管理費		540,000
(1) 人件費		
役員報酬	120,000	
給料手当	300,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
会計士報酬	120,000	
(2) その他経費		628,000
消耗品費	60,000	
水道光熱費	48,000	
通信運搬費	240,000	
地代家賃	240,000	
旅費交通費	40,000	
減価償却費	0	
管理費計		1,168,000
経常費用計		3,868,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		74,020
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		74,020
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		4,581,738
次期繰越正味財産額③-④+⑤		4,585,758

令和7年度 活動予算書(その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 共生社会をつくる
性的マイノリティ支援全国ネットワーク

(単位:円)

科目	金額	小計・合計
(A) 経常収益		
1 受取会費		120,000
正会員受取会費	120,000	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		100,000
受取寄附金	100,000	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		4,500,000
性的マイノリティのための支援事業収益	4,000,000	
性的マイノリティ理解のための教育啓発事業収益	400,000	
教材作成及び出版翻訳事業収益	100,000	
5 その他の収益		20
受取利息	20	
経常収益計		4,720,020
(B) 経常費用		
1 事業費		2,940,000
(1) 人件費		2,940,000
給料手当	2,100,000	
役員報酬	840,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		170,000
会議費	120,000	
旅費交通費	50,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
印刷製本費	0	
事業費計		3,110,000
2 管理費		760,000
(1) 人件費		760,000
役員報酬	240,000	
給料手当	400,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
会計士報酬	120,000	
(2) その他経費		628,000
消耗品費	60,000	
水道光熱費	48,000	
通信運搬費	240,000	
地代家賃	240,000	
旅費交通費	40,000	
減価償却費	0	
管理費計		1,388,000
経常費用計		4,498,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		222,020
(C) 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
(D) 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③		222,020
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		4,545,758
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		4,697,778